お問合せ先

団体保険窓口 ＯＬＩ（総）RM 保険	●オムロンエキスパートリンク株式会社 総務センタ リスクマネジメント部 リスクマネジメント保険課 〒600-8234 京都市下京区塩小路通堀川東入 オムロン京都センタービル内 トール：7-211-5520 ＴＥＬ：0120-706-006 ＦＡＸ：075-344-7267 【受付時間　平日 9:00 ～ 17:00】	ご相談・お申込み・保険金請求
団体医療保険 **団体介護保険** **団体傷害保険個人型・家族型** **個人賠償責任プラス** **弁護のちから** **団体ゴルファー保険** 損保ジャパン	●損害保険ジャパン株式会社 関西企業営業部　京都企業営業課 ＴＥＬ：075-252-8030 ＦＡＸ：075-223-2317 【受付時間　平日 9:00 ～ 17:00】	お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、上記の団体保険窓口までお問合せください。 （なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、左記の損保ジャパン窓口までご連絡ください。）
積立式共済年金保険 日本生命	●日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL：0120-383-616 ※お問合せの際には、記号証券番号（970-99063）をお知らせください。 【受付時間　月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00 （祝日・12/31 ～ 1/3 を除く。）】	ご照会・苦情につきましては、上記の団体保険窓口までお問合せください。 （なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、左記の日本生命窓口までご連絡ください。）

（SJNK19-16234 , 2020/03/17）

OMRON

あなたの身近なパートナー

オムロン団体保険

2020年度版

保存版
保険金請求に備えてご家庭で保管してください。

「もしも…」のときに皆さまの生活を守る制度です。

団体医療保険（新・団体医療保険）約28%割引*
団体介護保険（新・団体医療保険）約28%割引*
団体傷害保険（傷害総合保険）約28%割引*
個人賠償責任プラス（傷害総合保険）約28%割引*
ゴルファー保険 25%団体割引*
弁護のちから 約28%割引

申込締切日　2020. 6.30（火）　保険開始日　2020. 9.1（火）

＊ 割引率の適用につきましては、P. 2をご覧ください。

オムロン株式会社

目　次

団体医療保険……4

団体介護保険……8

団体傷害保険　個人型……10

団体傷害保険　家族型……14

個人賠償責任プラス……18

弁護のちから……20

団体ゴルファー保険……24

積立式共済年金保険……26

【割引率について】

このプランは、前年のご加入人数により決定した団体割引２０％および過去の損害率による割引10%を適用した保険料となっております。

※「このプラン」とは、団体傷害保険の個人型、家族型、個人賠償責任プラス、団体医療保険および団体介護保険をさします。

【更新について】

前年度加入内容と同等の条件で、継続加入いただく方については、特にお申し出のないかぎり「自動継続」となります。
継続されない場合または前年と条件や記載内容を変更される場合は、その旨、団体保険窓口OLIまでご連絡ください。

【各商品の取扱いについて】

保険名	保険開始日	保険料振替	中途加入	ご退職時
団体傷害保険 個人型・家族型	9月1日	10月より毎月	可	継続可
個人賠償責任プラス	9月1日	10月	可	継続可
弁護のちから	9月1日	10月より毎月	一部可	継続可
団体医療保険	9月1日	10月より毎月	一部可	継続可
団体介護保険	9月1日	10月	一部可	継続可
団体ゴルファー保険	4月22日	6月	可	継続可
積立式共済年金保険	9月1日	9月より毎月	不可	【定年退職時】 年金の受取り（一時金の受取りも可） 【中途退職時】 ・満50歳以上かつ加入期間10年以上の場合は、15年保証期間付終身年金の受取り（一時金の受取りも可） ・上記以外は脱退（一時金の受取り）

お申込み・契約内容のご確認はWebサイトで

損保ジャパンサイト
http://www.sjnk-ag.com/a/oba/Go_Group.html

「積立式共済年金保険」のみ
日本生命サイト
https://n-omron.smktg.jp/public
（＊）団体コード入力画面が表示された方は
0050001505　を入力ください。

お知らせ

■団体医療保険、傷害総合保険にご加入のみなさまへ
・２０１９年１０月１日以降に保険期間が開始するご契約について、保険料と補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、本パンフレットを必ずご確認ください。

■団体介護保険、個人賠償責任プラスにご加入中のみなさまへ
・２０２０年９月更新分より、保険料が月払から年払になります。詳しくは、各商品ページの保険料表をご参照ください。

■新たな商品導入で、更なる安心を提供します
・「弁護のちから」被害事故等の法的トラブルに巻き込まれるリスクの備えに。
・「抗がん剤治療補償特約」団体医療保険に新たなオプション補償を追加。がんの備えに。

■団体医療保険、団体介護保険、団体傷害保険、個人賠償責任プラス、弁護のちからにご加入のみなさまへ
・「SOMPO健康・生活サポートサービス」をご利用いただけます。（P.２５）
ご連絡先に関しましては、１０月ごろに加入者証をお送りしますのでご参照ください。

■オムロングループ制度の保険を活用して、リスクに備えましょう
・新規契約や既契約保険（他代理店契約含む）の見直しなど、保険に関するご相談は「団体保険窓口　ＯＬＩ（総）RM保険」まで。お問い合わせは、最終ページをご参照ください。

型コード	保険名	ページ
ＤＡ０１	団体傷害保険　個人型	P.10
ＤＡ１０	〃　個人型　携行品補償付	P.12
ＤＢ０１～０５	団体傷害保険　家族型	P.14
ＤＢ１０	〃　家族型　携行品補償付	P.17
ＤＣ０１	個人賠償責任プラス	P.18
ＤＤ０１	弁護のちから	P.20
ＤＷ０１	団体介護保険　介護一時金支払特約	P.8
ＤＸ０１	〃　親孝行一時金支払特約	P.8
ＤＹ３０、ＤＹ５０、ＤＹ８０	団体医療保険　基本（病気・ケガ）	P.4
ＤＺ３０	〃　基本（がん）	P.5
Ｄ１	〃　オプション　がん診断保険金	P.6
Ｄ２	〃　オプション　がん外来治療保険金	P.6
Ｄ３	〃　オプション　先進医療等費用	P.6
Ｄ４	〃　オプション　三大疾病診断保険金	P.6
Ｄ５	〃　オプション　抗がん剤治療保険金	P.6
ＧＡ、ＧＢ、ＧＣ、ＧＤ	団体ゴルファー保険	P.24

型コード：DY30　DY50　DY80　DZ30

団体医療保険（1年更新型）

（医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険）

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

加入資格について

・次の加入資格を満たし、「健康状態告知書」に告知する内容が引受条件に合致する方。

【加入対象者】オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

※退職後は満69歳まで新規加入いただくことができます。
※2016年８月31日以前を保険始期日とする契約にご加入の方は、満89歳まで継続加入いただくことができます。
　2016年９月１日以後を保険始期日とする契約にご加入の方は、満79歳まで継続加入いただくことができます。
※なお、次年度以降、継続条件が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

【被 保 険 者】①オムロングループの社員　②①の配偶者　③①または②の同居のご家族

※加入した被保険者ご本人のみが保険の対象となります。
※ご家族の加入は、オムロングループ社員ご本人の加入がある場合にかぎります。
※保険期間中でも、加入対象者が亡くなられた場合は、ご家族も脱退となります。

【保 険 期 間】2020年9月1日午後4時から2021年9月1日午後4時まで1年間

基本補償（病気・ケガ）

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
入院	病気・ケガ	●【病気・ケガ】日帰り入院から１日につき入院保険金日額をお支払いします。 ●【病気】１回の入院で１８０日までお支払いします。 ●【ケガ】１事故で１８０日までお支払いします。 ●【病気】ご継続の保険期間を通じて１，０００日まで補償します。
手術	病気・ケガ	●【病気・ケガ】手術を受けたとき（一部の軽微な手術は対象外）以下の金額をお支払いします。 ●【病気・ケガ】＜重大手術＞入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外＞入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍

（保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット・月払）

ご加入年齢 ＼ 型コード入院保険金日額（病気・ケガ）	DY80	DY50	DY30
	8,000円	5,000円	3,000円
満 0～24歳	1,030円	650円	390円
満25～29歳	1,260円	790円	480円
満30～34歳	1,460円	920円	550円
満35～39歳	1,530円	960円	580円
満40～44歳	1,610円	1,020円	610円
満45～49歳	1,910円	1,200円	730円
満50～54歳	2,350円	1,480円	900円
満55～59歳	3,220円	2,030円	1,220円
満60～64歳	4,270円（継続のみ）	2,670円	1,610円
満65～69歳	6,080円（継続のみ）	3,810円	2,290円
満70～74歳	8,900円（継続のみ）	5,570円（継続のみ）	3,350円（継続のみ）
満75～79歳	11,800円（継続のみ）	7,380円（継続のみ）	4,440円（継続のみ）

■ 治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い（1回の手術につき）。
＊一部の軽微な手術は対象外となります。

■60歳以上の方は、新規にDY80（A型）にはご加入いただけません。DY50（B型）、DY30（C型）をご選択ください。

■保険料に関する注意点はP. 6「保険料についてのご説明」をご参照ください。

オムロングループ内での最近の保険金お支払例

保険金支払実績

身近なところで事故が発生しています。過去1年間でグループ団体医療保険で33件約452.2万円の保険金のお支払いがありました。

50歳男性　：DY80（A型）（入院保険金日額 8,000円）で加入　（月払　2,350円の場合）

腫瘍で76日間入院し、入院中に手術（重大手術２回、重大手術以外の入院中の手術２回）を受けたときの保険金お支払例

・入院保険金　8,000円×76日＝60.8万円
・手術保険金（重大手術）　8,000円×40倍×2回＝64万円
・手術保険金（重大手術以外の入院中の手術）　8,000円×20倍×2回＝32万円　合計お支払保険金　156.8万円

税法上の取扱いについて

■お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。（2020年2月現在）
■入院保険金、手術保険金とも非課税です。

基本補償（がん）

補償の概要

保険金の種類		保険金のお支払概要
入院		●「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、１日目から日数無制限でお支払いします。
手術		●「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき（一部の軽微な手術は対象外）以下の金額をお支払いします。（１回の手術につき） ＜重大手術＞　入院保険金日額の40倍 ＜重大手術以外＞入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍

（保険期間：1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット・月払）

ご加入年齢 ＼ 型コード入院保険金日額（がん）	DZ30
	3,000円
満 0～24歳	20円
満25～29歳	20円
満30～34歳	30円
満35～39歳	50円
満40～44歳	70円
満45～49歳	120円
満50～54歳	200円
満55～59歳	280円
満60～64歳	420円
満65～69歳	610円
満70～74歳	790円（継続のみ）
満75～79歳	910円（継続のみ）

■ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

■治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い（1回の手術につき）。
＊一部の軽微な手術は対象外となります。

■保険料に関する注意点はP. 6「保険料についてのご説明」をご参照ください。

オプション補償

がん診断保険金　型コード：D1

●1回目：初めて「がん」と診断確定された時にお支払いします。
●2回目以降：「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。
（※）2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。
ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

がん外来治療保険金　型コード：D2

●「がん」と診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。
（※）ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて91日（責任開始日）以降に該当した支払事由が保険金お支払いの対象となります。

先進医療等費用　型コード：D3

●病気またはケガにより、日本国内で先進医療（※1）や臓器移植術を受けた場合に負担した費用等を補償します。
●入院せず、外来で先進医療等を受けた場合も、お支払対象となります。
（※1）先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
（https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html）

三大疾病診断保険金　型コード：D4

●以下のいずれかに該当した場合に三大疾病診断保険金をお支払いします。
・初めてがんと診断確定された場合
・がんが完治後、再発、転移した場合
・がんが新たに生じた場合
・急性心筋こうそくまたは脳卒中を発病し、入院を開始した場合

抗がん剤治療保険金　型コード：D5

●「がん」と診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。
（※）基本補償（がん）にご加入いただいた方のみご加入いただけます。

保険料についてのご説明

■ 保険料は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
■年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は中途加入日時点）とします。
■上記保険料には、前年のご加入者数、保険金のお支払状況により決定した団体割引20%および過去の損害率による割引10%を適用した保険料となっております。次年度以降、割増引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
なお、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

あなたの保険料は？

（保険期間：1年・月払）

ご加入年齢＼型コード	D1 がん診断保険金 50万円	D2 がん外来治療保険金 2,000円
満 0～24歳	40円	10円
満25～29歳	40円	10円
満30～34歳	70円	20円
満35～39歳	100円	20円
満40～44歳	140円	30円
満45～49歳	270円	50円
満50～54歳	430円	70円
満55～59歳	600円	100円
満60～64歳	800円	170円
満65～69歳	1,190円	220円
満70～74歳	1,460円	270円
満75～79歳	1,690円	340円

（保険期間：1年・月払）

ご加入年齢＼型コード	D3 先進医療等費用 500万円	D4 三大疾病診断保険金 50万円
満 0～24歳	40円	10円
満25～29歳		40円
満30～34歳		80円
満35～39歳		140円
満40～44歳		240円
満45～49歳		380円
満50～54歳		560円
満55～59歳		850円
満60～64歳		1,230円
満65～69歳		1,680円

（保険期間：1年・月払）

ご加入年齢＼型コード	D5 抗がん剤治療保険金 5万円
満 0～24歳	20円
満25～29歳	70円
満30～34歳	110円
満35～39歳	170円
満40～44歳	290円
満45～49歳	430円
満50～54歳	540円
満55～59歳	760円
満60～64歳	1,070円
満65～69歳	1,430円
満70～74歳	1,940円
満75～79歳	2,230円

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

基本補償

病気・ケガ
DY30 ～ 80
円

がん
DZ30
円

どちらか1つの補償でも可

＋

オプション
基本補償にご加入いただいた方のみご加入いただけます。

がん診断保険金　D1
円

＋

がん外来治療保険金　D2
円

＋

先進医療等費用　D3
円

＋

三大疾病診断保険金　D4
円

＋

基本補償（がん）にご加入いただいた方のみ

抗がん剤治療保険金　D5
円

＝

合計保険料（月々）
円

型コード：DW01　DX01

団体介護保険（1年更新型）

（医療保険基本特約等セット団体総合保険）

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

加入資格について

・次の加入資格を満たし、「健康状態告知書」に告知する内容が引受条件に合致する方。

【加入対象者】オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）
※退職後は満６９歳まで新規加入いただくことができます。（継続加入は満79歳まで）

【被保険者】<介護一時金支払特約>
①オムロングループの社員　②①の配偶者　③①または②の同居のご家族
※加入した被保険者ご本人のみが保険の対象となります。
※ご家族の加入は、オムロングループ社員ご本人の加入がある場合にかぎります。
※保険期間中でも、加入対象者が亡くなられた場合は、ご家族も脱退となります。
<親孝行一時金支払特約>
加入時にご指定いただいた加入対象者の親が保険の対象となります。
※親孝行一時金支払特約は満７９歳まで新規加入いただくことができます。（継続加入は満89歳まで）
※保険期間中でも、加入対象者が亡くなられた場合は、ご家族も脱退となります。

【保険期間】２０２０年9月1日午後4時から２０２１年9月1日午後4時まで1年間

補償の概要

介護一時金支払特約　本人

●病気またはケガにより定める所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護２から５に相当）に該当し、その状態が90日を超えて続いたときに一時金100万円をお支払いします。

親孝行一時金支払特約　親御さま

●ご加入された親御さまが、公的介護保険制度における要介護状態区分において、要介護２から５に認定され、その状態が90日を超えて続いたときに一時金100万円をお支払いします。

ご加入の型と年払保険料

（保険期間：1年）

本人ご加入年齢＼型コード	DW01 介護一時金 100万円
満　0～24歳	80円
満25～29歳	80円
満30～34歳	80円
満35～39歳	80円
満40～44歳	150円
満45～49歳	360円
満50～54歳	720円
満55～59歳	1,520円
満60～64歳	3,030円
満65～69歳	5,190円
満70～74歳	11,020円（継続のみ）
満75～79歳	23,120円（継続のみ）
満80～84歳	―
満85～89歳	―

（保険期間：1年）

親御さまご加入年齢＼型コード	DX01 親孝行一時金 100万円
満　0～24歳	―
満25～29歳	―
満30～34歳	―
満35～39歳	―
満40～44歳	150円
満45～49歳	290円
満50～54歳	580円
満55～59歳	1,160円
満60～64歳	2,380円
満65～69歳	5,190円
満70～74歳	11,020円
満75～79歳	23,120円
満80～84歳	46,520円（継続のみ）
満85～89歳	86,840円（継続のみ）

保険料についてのご説明

■保険料は、保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
■年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は中途加入日時点）とします。
■親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
■上記保険料には、前年のご加入者数、保険金のお支払状況により決定した団体割引20%および過去の損害率による割引10%を適用した保険料となっております。次年度以降、割増引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、 この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。

税法上の取扱いについて

■お払い込みいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。（２０２０年2月現在）

さらに

認知症サポート SOMPO 笑顔倶楽部

をご利用いただけます。

「SOMPO笑顔倶楽部」は、介護に関する情報不足による不安や悩み を支援するWEBサービスです。

■MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
■保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。
■保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。

SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。（※）
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。（※）

（※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります 。

（注１）「SOMPO笑顔倶楽部」は、サービス利用時点における「団体介護保険」の加入者さま、被保険者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。
（注２）「SOMPO笑顔倶楽部」は、お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
（注３）「SOMPO笑顔倶楽部」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
（注４）「SOMPO笑顔倶楽部」のサービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
（注５）サービスは、2020年2月時点のものであり、予告なく変更または中止する場合があります。
（注６）サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。
＊「ＳＯＭＰＯ笑顔倶楽部」のご利用方法は、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

型コード：DA01

団体傷害保険　個人型（傷害総合保険）

保険料は被保険者ご本人（加入依頼書の被保険者ご本人欄に記載される方）の職種によって異なります。 パンフレットは職種級別Ａ級の方〔事務職、営業職、販売職、管理職（現場作業に従事しない方）、電気機械製造職、弁護士、医師、教員、主婦、学生、無職の方など〕の保険料です（オムロングループの95%以上の方が該当します。）。これらの職種以外の方は、保険料が異なる場合がありますのでＯＬＩまでご連絡ください。

［加 入 対 象 者］　オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）
［被　保　険　者］　①オムロングループの社員　②①の配偶者　③①または②の同居のご家族
※被保険者本人のみが保険の対象となります。
［保　険　期　間］　2020年9月1日午後4時から2021年9月1日午後4時まで1年間

保険料（ケガの補償）

１口の月払保険料 **700円**

お１人５口がご加入限度となります。

保険金額（１口あたり）

（保険期間1年、職種級別Ａ級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット）

保険金額	死亡・後遺障害	270万円
	入院保険金日額	2,700円
	通院保険金日額	1,300円

※加入対象者が加入されないかぎり、ご家族はご加入いただけません。
※ご家族の口数は、加入対象者の口数を超えることはできません。
※このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。
　詳しくは下記「補償内容」をご覧ください。

補償内容（ケガの補償）

1　死亡保険金…事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

2　後遺障害保険金…事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

3　入院保険金…事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
〈入院保険金日額〉×〈入院日数（180日限度）〉※入院保険金支払限度日数変更特約（180日）がセットされています。

4　手術保険金…事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、
＜入院中に受けた手術の場合＞入院保険金日額の10倍
＜外来で受けた手術の場合＞入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）
②先進医療に該当する手術（※2）
（※1）以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

5　通院保険金…事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
〈通院保険金日額〉×〈通院日数（事故発生日からその日を含めて1,000日以内の90日限度）〉
（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。
（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。
（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【ご注意】※ 上記のケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
※ これらの保険金は政府労災保険・健康保険・加害者などからの賠償等とは関係なくお支払いします。

保険金をお支払いする事故の内容(ケガの補償)

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により生じたケガに対し、保険金をお支払いします。

家庭や職場での事故		交通事故など＊		レジャーやスポーツ中の事故
			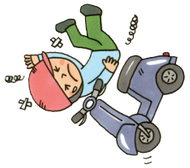	
階段を踏みはずしてケガをし入院した	料理中にヤケドをし通院した	車にはねられてケガをし後遺障害が生じた	バイクで転倒してケガをし入院して手術した	テニス中、ラケットがあたってケガをし通院した

＊「交通事故など」とは次のものをいいます。
●乗物（自動車・電車・航空機など）に乗っている間のケガ　●駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ
●乗物にひかれたり、はねられた場合のケガ　など

保険金をお支払いできない主な場合（ケガの補償）

1．故意または重大な過失
2．自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3．無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
4．脳疾患、疾病または心神喪失
5．妊娠、出産、早産または流産
6．外科的手術その他の医療処置
7．戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
8．地震、噴火またはこれらによる津波
9．頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの
10．ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５ｍを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
11．自動車、原動機付自転車などによる競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故　など

オムロングループ内での最近の保険金お支払例

身近なところで事故が発生しています。過去1年間でグループ団体傷害保険で45件 約603.5 万円の保険金のお支払いがありました。

事故例　◆ 家の中で転倒した。（後遺障害・入院）　32 万円
　　◆ 運動中に膝をひねってケガをした。（通院）　9 万円

型コード：DA10

携行品補償付団体傷害保険　個人型　携行品補償プランをご用意しました！

保険料（ケガの補償と携行品の補償の合計保険料です）

※ケガの補償については、P.10をご覧ください。

1口の月払保険料 **760円**

お1人1口がご加入限度となります。

ゴルフクラブを破損した

保険金額（1口あたり）

（保険期間1年、職種級別A級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット）

保険金額	死亡・後遺障害	270万円
	入院保険金日額	2,700円
	通院保険金日額	1,300円
	携行品損害	10万円（自己負担額1事故3,000円）

※ご本人が加入されないかぎり、ご家族はご加入いただけません。
※このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。
詳しくはP.10「補償内容」をご覧ください。

補償内容（携行品の補償）

携行品の範囲：被保険者（保険の対象となる方）の居住する住宅外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品

自宅外で携行されていた身の回り品に偶然な事故によって損害が生じた場合、その再調達価額に基づき算定した額を保険金としてお支払いします。（1事故につき3,000円を自己負担していただきます。）
ただし保険期間を通じて、携行品損害保険金額を限度とします。

◆「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価格または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

※乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

◆保険の対象とならないもの

- ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器
- ■義歯、義肢その他これらに準ずる物
- ■動物、植物
- ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品
- ■船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品
- ■手形その他の有価証券（小切手を除きます。）
- ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
- ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品

など

保険金をお支払いできない主な場合（携行品の補償）

1．故意または重大な過失
2．自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3．無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
4．戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
5．地震、噴火またはこれらによる津波
6．欠陥
7．自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食いなど
8．機能に支障のないすり傷、塗料のはがれなど
9．偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故
10．置き忘れ（※）または紛失
11．楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損
12．楽器の音色または音質の変化

など

（※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

型コード：DB01~05

団体傷害保険　家族型（傷害総合保険）

保険料は被保険者ご本人（加入依頼書の被保険者ご本人欄に記載される方）の職種によって異なります。 パンフレットは職種級別Ａ級の方〔事務職、営業職、販売職、管理職（現場作業に従事しない方）、電気機械製造職、弁護士、医師、教員、主婦、学生、無職の方など〕の保険料です（オムロングループの95%以上の方が該当します。）。 これらの職種以外の方は、保険料が異なる場合がありますのでＯＬＩまでご連絡ください。

[加 入 対 象 者]　オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）
[被保険者ご本人となりうる方]　①オムロングループの社員　②①の配偶者　③①または②の同居のご家族
※被保険者ご本人の加入により、本人の配偶者やその他親族（本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります
[保 険 期 間]　2020年9月1日午後4時から2021年9月1日午後4時まで1年間

保険金額と保険料

（保険期間1年、職種級別Ａ級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット）

型コード				DB01	DB02	DB03	DB04	DB05
月払保険料				1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	100万円	200万円	290万円	500万円	600万円
			入院保険金日額	1,500円	3,600円	5,000円	7,100円	8,000円
			通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
		配偶者	死亡・後遺障害	80万円	130万円	190万円	360万円	400万円
			入院保険金日額	1,000円	1,800円	3,000円	4,000円	5,100円
			通院保険金日額	400円	1,100円	1,800円	2,300円	2,900円
		その他の親族	死亡・後遺障害	70万円	130万円	180万円	210万円	290万円
			入院保険金日額	700円	1,500円	2,100円	2,900円	3,800円
			通院保険金日額	400円	900円	1,500円	1,700円	2,300円
	個人賠償責任			1億円				

※このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。詳しくはP.10「補償内容」をご覧ください。
※ご家族の範囲はケガ・損害の原因となった事故発生時のものをいいます。

補償内容（ケガの補償）

1 死亡保険金…事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

2 後遺障害保険金…事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

3 入院保険金…事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し180日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
〈入院保険金日額〉×〈入院日数（180日限度）〉※入院保険金支払限度日数変更特約（180日）がセットされています。

日本国内・国外を問わず、24時間さまざまなケガを補償します。
掛捨型のため、少額の保険料でさまざまな補償を得られます。
団体割引20%および過去の損害率による割引10%が適用され大幅にお得となっております。

一斉募集の保険です
中途加入も可能です。

4 手術保険金…事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、
＜入院中に受けた手術の場合＞入院保険金日額の10倍
＜外来で受けた手術の場合＞入院保険金日額の5倍の額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1）
②先進医療に該当する手術（※2）
（※1）以下の手術は対象となりません。
創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
（※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

5 通院保険金…事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
〈通院保険金日額〉×〈通院日数（事故発生日からその日を含めて1,000日以内の90日限度）〉
（注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。
（※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋（ろっ）骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。
（注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

【ご注意】※上記のケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
※これらの保険金は政府労災保険・健康保険・加害者などからの賠償等とは関係なくお支払いします。

保険金をお支払いする事故の内容（ケガの補償）

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により生じたケガに対し、保険金をお支払いします。

家庭や職場での事故		交通事故など＊	レジャーやスポーツ中の事故
階段を踏みはずしてケガをし入院した	料理中にヤケドをし通院した	車にはねられてケガをし後遺障害が生じた	テニス中、ラケットがあたってケガをし通院した

＊「交通事故など」とは次のものをいいます。
●乗物（自動車・電車・航空機など）に乗っている間のケガ　●駅の改札口を入ってから出るまでの間のケガ
●乗物にひかれたり、はねられた場合のケガ　など

保険金をお支払いする事故の内容〈賠償責任の補償〉

日本国内・国外を問わず、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。（賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。）

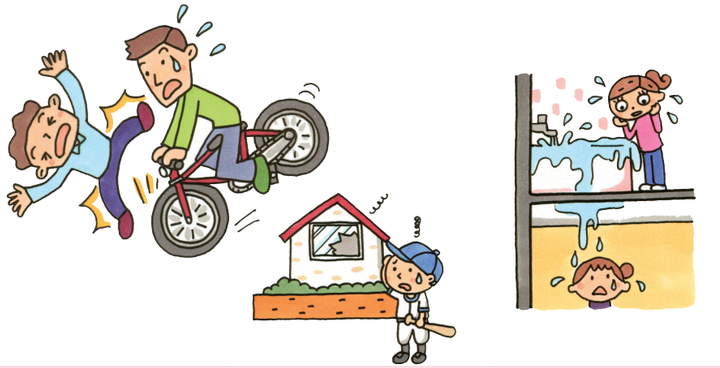

自転車で通行人にケガをさせた

子供が近所の家のガラスを割った

水漏れで階下の家に損害を与えた

【賠償事故の示談交渉サービス】
個人賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎります。）により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。

※1事故につき個人賠償責任保険金額を限度としてお支払いします。（1事故 1億円まで）
●被害者に支払う損害賠償金
●裁判費用、弁護士費用　　など
注1）上記に該当する場合でも、事故の原因や状況により保険金をお支払いできない場合があります。特に自動車、バイク、船による損害賠償は補償できませんのでご注意ください。
注2）事故が発生した場合、ただちにＯＬＩまたは損保ジャパンに連絡のうえ、事故の処理・示談内容についてご相談ください。
※補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。
（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合（ケガの補償、賠償責任の補償）

【ケガの補償】
1．故意または重大な過失
2．自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3．無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
4．脳疾患、疾病または心神喪失
5．妊娠、出産、早産または流産
6．外科的手術その他の医療処置
7．戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
8．地震、噴火またはこれらによる津波
9．頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの
10．ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが５ｍを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故
11．自動車、原動機付自転車などによる競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故　など

【賠償責任の補償】
1．故意
2．戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
3．地震、噴火またはこれらによる津波
4．被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
5．被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
6．被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
7．心神喪失に起因する損害賠償責任
8．被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
9．航空機、船舶および自動車・原動機付自転車などの車両（●主たる原動力が人力であるもの、●ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、●身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で原動機を用いるものを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
10．環境汚染に起因する損害賠償責任　　など

型コード：DB10
携行品補償付団体傷害保険　家族型　携行品補償プランをご用意しました！

補償内容（携行品の補償）

携行品の範囲：被保険者（保険の対象となる方）の居住する住宅外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品

自宅外で携行されていた身の回り品に偶然な事故によって損害が生じた場合、その再調達価額に基づき算定した額を保険金としてお支払いします。（1事故につき3,000円を自己負担していただきます。）
ただし保険期間を通じて、携行品損害保険金額を限度とします。

◆「再調達価額」「保険の対象とならないもの」についてはP.12の団体傷害保険個人型をご確認ください。
※ケガの補償についてはP.14をご覧ください。
※このプランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。詳しくはP.14「補償内容」をご覧ください。

月払保険料				1,100円
保険金額	ケガの補償	ご本人	死亡・後遺障害	100万円
			入院保険金日額	1,500円
			通院保険金日額	1,000円
		配偶者	死亡・後遺障害	80万円
			入院保険金日額	1,000円
			通院保険金日額	400円
		ご本人の親族	死亡・後遺障害	70万円
			入院保険金日額	700円
			通院保険金日額	400円
	個人賠償責任			1億円
	携行品損害			10万円（自己負担金額1事故3,000円）

（保険期間1年、職種級別Ａ級、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット）

保険金をお支払いできない主な場合ほか

※「補償内容（ケガの補償）」「保険金をお支払いする事故の内容（ケガの補償）」「保険金をお支払いする事故の内容（賠償責任の補償）」「保険金をお支払いできない主な場合（ケガの補償、賠償責任の補償）」は団体傷害保険家族型（P.10～P.12）と同じです。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

型コード：DC01

個人賠償責任プラス

（交通傷害危険のみ補償特約・個人賠償責任補償特約セット傷害総合保険）

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

［加 入 対 象 者］　オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）
［被　保　険　者］　オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

【賠償責任の補償】
①本人
②本人の配偶者
③本人またはその配偶者の同居の親族
④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。
⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【ケガの補償】
被保険者本人のみが保険の対象となります。

［保　険　期　間］　2020年9月1日午後4時から2021年9月1日午後4時まで1年間

保険料

保険料（年払）　**1190円**

保険金額

（保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%、交通傷害危険のみ補償特約セット）

型コード		DC01
保険金額	個人賠償責任	1億円
	死亡・後遺障害（交通傷害危険のみ）	100万円

補償内容

【賠償責任の補償】

個人賠償責任保険金…日本国内・国外を問わず、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の損害賠償責任を負担された場合に、保険金をお支払いします。
（賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。）

INFO
※賠償事故の示談交渉サービスつき！（詳しくはP.16をご参照ください。）

【ケガの補償】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

1　死亡保険金…事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

2　後遺障害保険金…事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払します。
ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。

『自転車事故』への備えは万全ですか？

いつ起こるかわからない自転車の事故。自転車事故以外にも、日常生活において、
万が一あなたのご家族が他人にケガを負わせてしまったり、他人の財物を壊してしまったら・・・
最近ではその賠償額も年々高額化しています。日常生活における損害賠償リスクに対する補償をご提供します。

一斉募集の保険です
中途加入も可能です。

保険金をお支払いする事故の内容

【賠償責任の補償】		【ケガの補償】	
自転車で通行中、歩行者にぶつかりケガを負わせてしまった	子供が近所の家の窓ガラスを割ってしまった	自転車で転んで後遺障害状態となった	車にはねられて死亡した

保険金をお支払いできない主な場合（賠償責任の補償、ケガの補償）

【賠償責任の補償】

1．故意
2．戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
3．地震、噴火またはこれらによる津波
4．被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
5．被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
6．被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
7．心神喪失に起因する損害賠償責任
8．被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
9．航空機、船舶および自動車・原動機付自転車などの車両（●主たる原動力が人力であるもの、●ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、●身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で原動機を用いるものを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
10．環境汚染に起因する損害賠償責任　など

【ケガの補償】

1．故意または重大な過失
2．自殺行為、犯罪行為または闘争行為
3．無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での運転
4．脳疾患、疾病または心神喪失
5．妊娠、出産、早産または流産
6．外科的手術その他の医療処置
7．戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）核燃料物質などによるもの
8．地震、噴火またはこれらによる津波
9．頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛など医学的他覚所見のないもの
10．交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故
11．船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故
12．航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故
13．グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故
14．被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中のその作業に直接起因する事故　など

型コード：DD01

弁護のちから

（弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険）

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご参照ください。

［加 入 対 象 者］　オムロングループの社員（ただし、パート・アルバイト社員は除きます。）

［被　保　険　者］　①オムロングループの社員　②①の配偶者　③①または②の同居のご家族の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、未成年者を除きます。

［保　険　期　間］　2020年9月1日午後4時から2021年9月1日午後4時まで1年間

保険料

保険料（月払）　**620円**

保険金額

（保険期間1年、団体割引20%、過去の損害率による割引10%）

型コード			DD01
保険金額	弁護士費用補償	法律相談費用（自己負担額1,000円）	通算　10万円　限度
		弁護士委任費用（自己負担割合10%）	通算　300万円　限度

■ 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。 配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。

補償内容

“弁護のちから”が支える５つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者　被保険者ご本人　お子さま

被保険者ご本人だけでなく、お子さま（※1）が遭遇されたトラブルについても対象となります。

人格権侵害（※2）（※3）

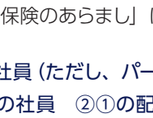

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。

借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

トラブルの当事者　被保険者ご本人

次の法的トラブルについては、調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、 調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

離婚調停（※２）

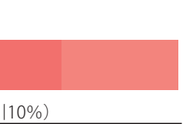

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

（※1）　被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

（※2）　人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

（※3）　人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル　など

被保険者の範囲：被保険者ご本人

２つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。　国内補償（※）

1 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）　通算**10**万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 － 自己負担額（免責金額） 1,000円

2 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額（保険期間1年間につき）　通算**300**万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 ×（100% － 自己負担割合 10%）

（※）日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例（被害事故に関するトラブル）

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用	**1万円**	法律相談費用保険金のお支払額 1万円 － 1,000 円（自己負担額）＝ **9,000 円**
弁護士委任にかかった費用 着手金15万円、報酬金 35 万円	**50万円**	弁護士委任費用保険金のお支払額 50万円×（100％－10％（自己負担割合））＝ **45 万円**

合計 45万9,000円をお支払い

（注１）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

（注２）弁護士費用補償における補償の重複については、「この保険のあらまし」をご確認ください。

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★「緊急時被害事故トラブルサポート」

被害事故に遭遇し緊急の対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。
警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、緊急時の対応等についてアドバイスさせていただきます。

（注１）本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
（注２）ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
（注３）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注４）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
（注５）「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。
【受付時間】24時間365日　０１２０－７２７－１１０

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険責任は保険期間開始日の午後４時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。

■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ１つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」（イメージ図）】

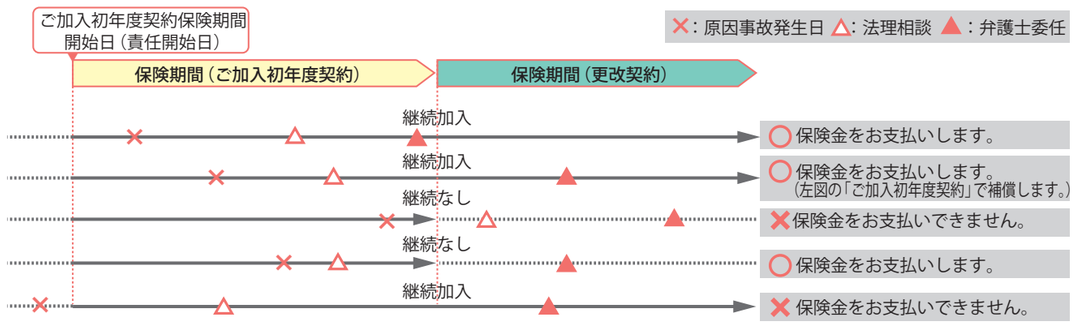

【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】

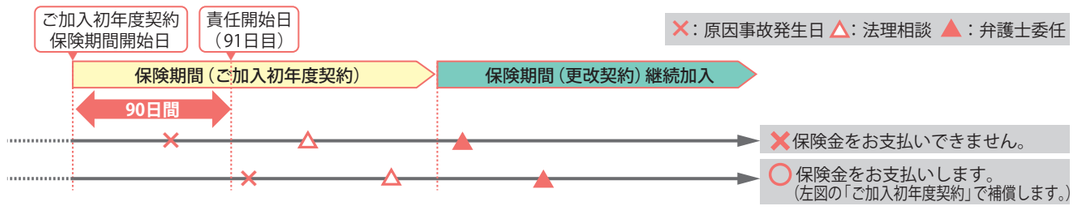

（注）「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

MEMO

型コード：GA　GB　GC　GD

団体ゴルファー保険

団体ゴルファー保険（中途加入も可能です。）

【加入資格】オムロングループ在籍者ご本人　※中途加入については、OLIまでお問い合わせください。

愛すべきゴルフライフ、しかし万一他人にケガを負わせたりしますと楽しいはずのゴルフもつまらなくなってしまい、さらにはたいへんな額の賠償金を負担させられることもあります。また、夢のホールインワンを達成しようものなら喜びも最高潮でしょうが、それに伴う費用を考えると手放しで喜んでばかりではいられません。

そこで一般でご加入されるより25%も安く、さまざまな補償の『団体ゴルファー保険』にぜひご加入をおすすめします。

【保険期間】2020年4月22日午後4時から2021年4月22日午後4時まで1年間

次の型（GA、GB、GC、GD）の中からお選びください。　（保険期間1年、団体割引25%）

補償の種類・型コード			GA	GB	GC	GD
保険金額	ゴルフ中の賠償責任		5,000 万円	8,000 万円	1 億円	1 億 5 千万円
	ゴルファー自身の傷害	死亡	200 万円	410 万円	630 万円	1,000 万円
		後遺障害	上記金額の100%～4%	上記金額の100%～4%	上記金額の100%～4%	上記金額の100%～4%
		入院保険金日額	3,000 円	6,150 円	9,450 円	15,000 円
		通院保険金日額	2,000 円	4,100 円	6,300 円	10,000 円
	ゴルフ用品損害		10 万円	15 万円	20 万円	30 万円
	ホールインワン・アルバトロス費用		20 万円	30 万円	40 万円	50 万円
合計保険料（年払）			3,000 円	4,500 円	6,000 円	8,000 円

※補償内容や保険金をお支払いできない場合の詳細は、別途ご案内する団体ゴルファー保険専用のパンフレットをご覧ください。

ゴルフプレー中に
他人にケガをさせた

ゴルフプレー中に
ホールインワンを達成した

SOMPO 健康・生活サポートサービス

受付時間
24時間（365日）

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、オムロングループの「団体医療保険」「団体介護保険」「団体傷害保険」「個人賠償責任プラス」「弁護のちから」のいずれかにご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

●健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

●医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

●専門医相談サービス（予約制）

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

●介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

●法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

法律・税務・年金のご相談に専門家が電話でお応えします。

●メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】

平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00

※日・祝日・年末年始（12/29-1/4）はお休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

●メンタルITサポート（Webストレスチェック）サービス

【受付時間】24時間・365日

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。

※1　本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※2　ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
※3　ご利用は日本国内からにかぎります。
※4　本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※5　ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

商品内容のご説明

積立式共済年金保険

拠出型企業年金保険　〔個人年金保険料控除（税制適格型）〕

※ご加入には所定の条件があります。詳細は「加入資格」をご確認ください。
※個人年金保険料控除の適用を受けるためには所定の条件があります。詳細は「税務上のお取扱い」をご確認ください。

一斉募集の保険です
募集(加入・変更)は年1回です。
受付は募集期間中のみです。

■加入（増額）日：2020年9月1日（ただし、半年払の掛金部分の加入（増額）日は2021年1月1日です。）

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。
・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄
□ 給付内容はニーズに合致していますか。
□ ご自身が選択された掛金（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をプリントアウト等のうえお読みいただいた後も大切に保管ください。

この保険の特徴

●この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
●在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
●ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。また、ご加入者（被保険者）が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。
●年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となります。（2019年10月現在の税制に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。）

しくみ図

ご　加　入　例		
ご加入年齢		30歳（男性）
掛金	月　払	9,000円（1口　3,000円で3口加入）
	半年払（ボーナス払）	30,000円（1口 10,000円で3口加入）
掛金払込期間満了年齢		満60歳

◆給付額について◆
・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

※この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

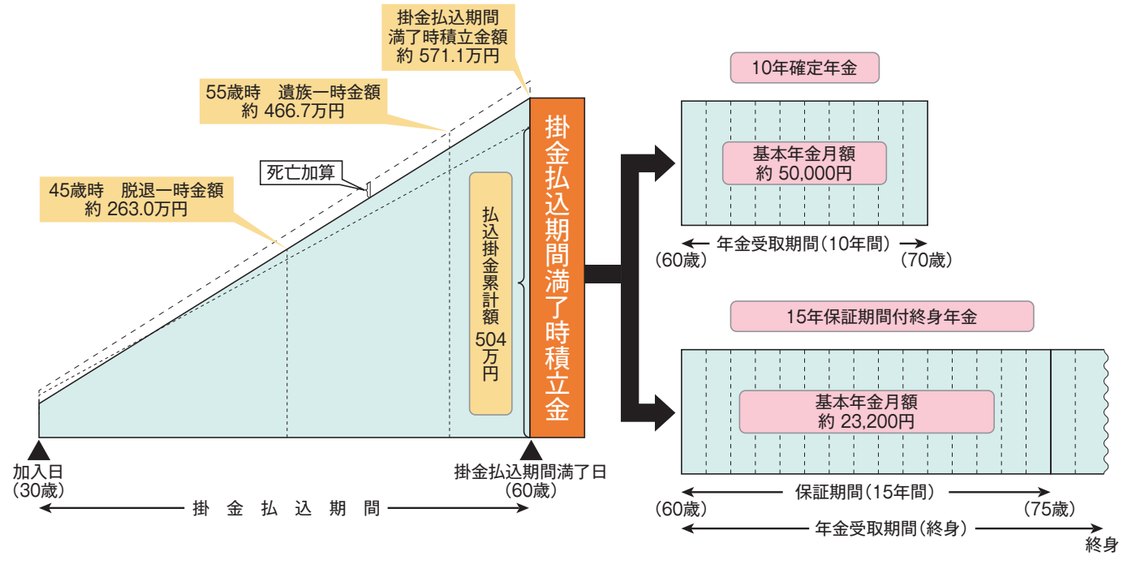

給付内容

【掛金払込期間満了後の給付内容】

■ 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

※中途退職の場合、年金受取開始日が満50歳以上かつ加入期間が10年以上の方は、15年保証期間付終身年金をお支払いします。（10年確定年金は選択いただけません。）

《10年確定年金》

●年金受取期間中
・10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
・ご加入者（被保険者）が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《15年保証期間付終身年金》

●保証期間中
・15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
・ご加入者（被保険者）が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
・一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。）
15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。
●保証期間経過後
・ご加入者（被保険者）が生存されている限り年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

■ 年金の開始日は掛金払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

■ 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

【掛金払込期間中の給付内容】

■ ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

■ ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

死亡時点の積立金額に月払掛金の1倍、半年払掛金の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、月払掛金部分の死亡加算は9月1日から、半年払掛金部分の死亡加算は1月1日から適用されます。

給付額試算表

・掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

月払1口3,000円加入の場合
（掛金払込期間満了年齢：満60歳）

積立期間	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	10年確定年金基本年金月額	15年保証期間付終身年金基本年金月額	
				男性	女性
1年	36,000 円	約 35,100 円	約 300 円	約 100 円	約 100 円
2年	72,000 円	約 70,500 円	約 600 円	約 200 円	約 200 円
3年	108,000 円	約 106,300 円	約 900 円	約 400 円	約 300 円
4年	144,000 円	約 142,400 円	約 1,200 円	約 500 円	約 500 円
5年	180,000 円	約 178,900 円	約 1,500 円	約 700 円	約 600 円
6年	216,000 円	約 215,700 円	約 1,800 円	約 800 円	約 700 円
7年	252,000 円	約 252,900 円	約 2,200 円	約 1,000 円	約 900 円
8年	288,000 円	約 290,500 円	約 2,500 円	約 1,100 円	約 1,000 円
9年	324,000 円	約 328,500 円	約 2,800 円	約 1,300 円	約 1,100 円
10年	360,000 円	約 366,900 円	約 3,200 円	約 1,400 円	約 1,300 円
15年	540,000 円	約 565,000 円	約 4,900 円	約 2,200 円	約 2,000 円
20年	720,000 円	約 773,800 円	約 6,700 円	約 3,100 円	約 2,700 円
25年	900,000 円	約 994,100 円	約 8,700 円	約 4,000 円	約 3,500 円
30年	1,080,000 円	約 1,226,600 円	約 10,700 円	約 4,900 円	約 4,400 円
35年	1,260,000 円	約 1,472,000 円	約 12,900 円	約 5,900 円	約 5,200 円
38年	1,368,000 円	約 1,625,800 円	約 14,200 円	約 6,600 円	約 5,800 円
40年	1,440,000 円	約 1,731,100 円	約 15,100 円	約 7,000 円	約 6,200 円
42年	1,512,000 円	約 1,838,700 円	約 16,100 円	約 7,400 円	約 6,600 円

半年払（ボーナス払）10口10万円加入の場合
（掛金払込期間満了年齢：満60歳）

積立期間	払込掛金累計額	積立金額（脱退一時金額）	10年確定年金基本年金月額	15年保証期間付終身年金基本年金月額	
				男性	女性
1年	200,000 円	約 193,800 円	約 1,600 円	約 700 円	約 600 円
2年	400,000 円	約 389,400 円	約 3,400 円	約 1,500 円	約 1,300 円
3年	600,000 円	約 586,900 円	約 5,100 円	約 2,300 円	約 2,100 円
4年	800,000 円	約 786,300 円	約 6,800 円	約 3,100 円	約 2,800 円
5年	1,000,000 円	約 987,700 円	約 8,600 円	約 4,000 円	約 3,500 円
6年	1,200,000 円	約 1,191,100 円	約 10,400 円	約 4,800 円	約 4,200 円
7年	1,400,000 円	約 1,396,600 円	約 12,200 円	約 5,600 円	約 5,000 円
8年	1,600,000 円	約 1,604,200 円	約 14,000 円	約 6,500 円	約 5,700 円
9年	1,800,000 円	約 1,813,900 円	約 15,900 円	約 7,300 円	約 6,500 円
10年	2,000,000 円	約 2,025,800 円	約 17,700 円	約 8,200 円	約 7,200 円
15年	3,000,000 円	約 3,119,200 円	約 27,300 円	約 12,600 円	約 11,200 円
20年	4,000,000 円	約 4,271,900 円	約 37,400 円	約 17,300 円	約 15,300 円
25年	5,000,000 円	約 5,488,100 円	約 48,100 円	約 22,200 円	約 19,700 円
30年	6,000,000 円	約 6,771,400 円	約 59,300 円	約 27,500 円	約 24,300 円
35年	7,000,000 円	約 8,126,200 円	約 71,200 円	約 33,000 円	約 29,100 円
38年	7,600,000 円	約 8,974,900 円	約 78,700 円	約 36,400 円	約 32,200 円
40年	8,000,000 円	約 9,556,300 円	約 83,800 円	約 38,800 円	約 34,300 円
42年	8,400,000 円	約10,150,500 円	約 89,000 円	約 41,200 円	約 36,400 円

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率、予定死亡率等）の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。
また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の（1）～（5）およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
   （1）この保険契約全体の加入口数が月払 765口、半年払 738口を常に維持していることを前提とします。
   （2）ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
   （3）引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（2019年10月9日現在）、および引受割合（2019年10月9日現在）に基づき計算しております。
   （4）この保険契約における2019年9月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
   （5）記載の金額には、配当金を加味しておりません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
4. 年度途中〈2020年9月1日～2021年8月31日〉で脱退された場合、その年の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。
6. 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

加入資格

■ 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が満2年以上あるオムロングループの役員・従業員の方。ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、掛金払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要です。
■ 掛金払込期間中にご加入者（被保険者）が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

掛　　金

■ 月　払　　1口あたり　3,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
■ 半年払（ボーナス払）　1口あたり 10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
■ 掛金には1%の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。
■ 掛金はご加入者（被保険者）負担です。
■ 月払掛金は毎月の給与から控除します。（第1回目は9月給与から）
■ 半年払（ボーナス払）掛金は年2回のボーナスから控除します。（第1回目は12月ボーナスから）
■ 半年払（ボーナス払）を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
■ 掛金払込期間満了日：満60歳に達した日とします。

新規加入と掛金の増額・減額のお取扱い

■ 毎年1回、9月に新規加入、掛金の増額・減額をお取扱いします。

※掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が満2年以上ある方に限ります。
※掛金の減額は別表の事由に該当する場合に限ります。ただし、月払1口・半年払1口を最低残すものとします。

別表　①災害　②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。）③住宅の取得　④教育（親族の教育を含む。）⑤結婚（親族の結婚を含む。）　⑥債務の弁済　⑦その他、ご加入者（被保険者）が掛金の拠出に支障のある場合

受　取　人

■ 年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。
■ 遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（＊）とします。

（＊）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が２名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配　当　金

■ 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。
■ 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
■ 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

年金の繰延

■1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、掛金のお払込みはお取扱いできません。

繰延制度を活用しよう！

退職後すぐに年金受取りの必要がない場合、最長10年まで年金の受取開始を繰延べて積立金額を増やすことができます。
退職時積立金額が「500万円」の場合の推移は・・・

《給付額試算表》

繰延期間	繰延満了時積立金額	
		制度活用による増加額
1年	約　5,047,000円	約　＋47,000円
2年	約　5,094,500円	約　＋94,500円
3年	約　5,142,500円	約　＋142,500円
4年	約　5,191,000円	約　＋191,000円
5年	約　5,240,000円	約　＋240,000円

●上記の数値は、一定の前提条件のもと試算した結果であり、将来の受取額をお約束するものではありません。
※試算の前提については、P.28の〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご参照ください。

税務上のお取扱い

保険料 … 掛金のうち制度運営費を除く部分

■ 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となります。
■ 年金受取開始までの掛金払込予定期間が10年未満の場合、ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象となりませんが、一般生命保険料控除の対象となります。
■ 制度運営費については、一般生命保険料（個人年金保険料）控除の対象ではありません。

※当積立式共済年金保険以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立式共済年金保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立式共済年金保険は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

① 旧契約のみで控除額を計算
② 新契約のみで控除額を計算
③ 旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

年　金	（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額＝（基本年金年額＋増加年金年額）－（基本年金年額×$\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額（見込額）}}$）
脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金	一時所得として所得税および住民税の課税対象です。 課税対象額＝（一時金額 － 払込保険料累計額 － 50万円 ＊）× 1/2 ＊同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額（50万円）が控除されます。
遺族一時金	相続税の課税対象です。法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、2019年10月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

■ 当制度はオムロン株式会社が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
■ この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2019年10月9日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社（61％）（事務幹事会社） 明治安田生命保険相互会社（27％） 住友生命保険相互会社（6％） 第一生命保険株式会社（6％）

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

個人情報の取扱いに関するオムロン株式会社と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、オムロン株式会社（以下、団体といいます。）を保険契約者とし、団体および団体の子会社（以下、子会社といいます。）の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社（オムロンエキスパートリンク株式会社を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体、子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

お申込み手続き

■ 新規加入の方、または加入内容に変更のある方は専用ウェブサイトからお手続きください。
■ 新規加入されない方はお手続き不要です。
■ 加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでお手続き不要です。

ご相談窓口等

■ ご照会・苦情につきましては、裏表紙の団体保険窓口までお問合せください。
（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく裏表紙の日本生命窓口までご連絡ください。）

■ 「障がい」の表記

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。
なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

日本－企－2019－454－12193－M（R2.1.10）